

「かわべ応援商品券」取扱店募集要項

※「川辺つながる商品券」の取扱店(別紙参照)については、申込手續不要で、取扱店とさせていただきます。ご辞退される場合は、「川辺町商工会 (0574-53-2327)」まで、お電話ください。

- 1.趣旨
- 2.応募資格・条件
- 3.申込方法
- 4.申込期間
- 5.商品券の概要
- 6.商品券の換金
- 7.換金スケジュール(予定)
- 8.注意事項

1. 趣旨

川辺町では、電力・ガス・食料品等の価格高騰に直面している家計の支援と、厳しい経営状況が続いている飲食、小売り、その他サービス業の応援、並びに川辺町内における消費喚起を目的として実施する、「かわべ応援商品券」において、商品券の取扱店を募集します。

2. 応募資格・条件

川辺町内の小売店、飲食店、サービス店、その他町民が日常的に買い物を行うことができる店舗、事業所。

ただし、下記に規定する事業所は対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法第77号)第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法第122号)第2条に規定するもの、又はこれに類するもの。
- (3) 法令又は公序良俗に反するもの。

3. 申込方法

「かわべ応援商品券取扱店 加入申込書」に必要事項をご記入の上、川辺町商工会窓口へ直接提出していただき、お申し込みください。複数の支店がある場合は、各支店、店舗単位で申込書を提出していただきます。

※商品券取扱店登録料は無料。

※新規取扱店は、商工会作成ののぼり旗を商工会にて購入。

4. 申込期間

随時

【令和5年7月19日(水)までに申し込みした場合】

商品券と同封する「かわべ応援商品券 取扱店一覧表」及び川辺町ホームページに掲載

【令和5年7月20日(木)以降に申し込みした場合】

商品券と同封する「かわべ応援商品券 取扱店一覧表」に掲載不可
川辺町ホームページでのみ掲載

5. 商品券の概要

- (1) 商品券は、額面1,000円×5枚(5,000円分)を1セットとする。
- (2) 商品券取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、【令和5年12月31日(日)】までに限り、券面記載額に相当する物品(販売できない品目を除く)の販売または役務の提供(以下「取引」という)を行う。
- (3) つり銭額は出さないものとする。
- (4) いかなる理由があろうとも、有効期限後の商品券の使用はできない。
- (5) 商品券の使用対象外となる取引は以下のものとする。
 - ① 不動産や金融商品
 - ② 有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等
換金性の高いもの
 - ③ たばこ
 - ④ 国、地方公共団体への支払い、各種公共料金
 - ⑤ その他町長が適当と認めないもの

6. 商品券の換金

- (1) 商品券取扱店の換金手数料は無料とする。
- (2) 取扱店は、裏面に取扱店名を記入した当該商品券及び「かわべ応援商品券換金請求書」を提出することとする。
なお、商品券については、1枚(額面1,000円)ずつ切り離し、折り曲げることなく、束ねて提出することとする。
- (3) 川辺町商工会は、商品券及び換金請求書を受領した際は枚数等内容を確認審査した後、川辺町役場産業環境課へ商品券及び換金請求書を添え報告することとする。

- (4) 川辺町役場産業環境課は商工会からの報告を受けた後、速やかに請求書に記載された金額を商品券取扱店の指定口座に振り込むものとする。
- (5) 換金請求は、川辺町商工会にて令和6年1月31日(水)までの期間、随時受け付ける(平日8時30分から16時30分)こととする。
この期間を過ぎたものは、いかなる理由があろうとも換金に応じないこととする。
 なお、換金スケジュールは以下のとおりとする。

7. 換金スケジュール(予定)

支払日及び換金請求書等の提出期限は以下のとおりとする(あくまで予定であるため、予告なく変更することもあります)。

取扱店支払日 (予定)	商工会締切日	取扱店支払日 (予定)	商工会締切日
9月8日(金)	8月24日(木)	12月8日(金)	11月24日(金)
9月21日(木)	9月6日(水)	12月21日(木)	12月6日(水)
9月29日(金)	9月14日(木)	12月27日(水)	12月12日(火)
10月10日(火)	9月25日(月)	1月10日(水)	12月20日(水)
10月20日(金)	10月5日(木)	1月19日(金)	1月4日(木)
10月30日(月)	10月13日(金)	1月30日(火)	1月15日(月)
11月10日(金)	10月26日(木)	2月9日(金)	1月25日(木)
11月21日(火)	11月6日(月)	2月21日(水)	1月31日(水)
11月30日(木)	11月15日(水)		

8. 注意事項

商品券取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2) 商品券取扱店であることをのぼり等により消費者に分かりやすく周知すること。
のぼり旗は商工会作成のものを商工会にて購入しなければならない。
- (3) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (4) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに町に連絡すること。
- (5) 自社商品の購買に商品券を利用してはならない。
- (6) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (7) 商品券を、事業者間取引に伴う代金(商品仕入れ代金・諸経費)の支払いに使用してはならない。
- (8) 町は、商品券取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとする。